

条例検討に当たって取り組んだ府民意見の募集等

(7月19日現在)

内 容	実施主体	募集期間等	意見数等	
				備考
府民意見交換会	京都府	7月16日(土) 宇治市 7月17日(日) 園部町	・意見数 11 ・主な意見は別添①のとおり	(今後の予定) 7月23日(土) 綾部市 7月24日(日) 京丹後市 7月31日(日) 京都市
「中間まとめ」に対する府民意見募集	府環境審議会	7月6日(水)～ 7月19日(火)	・意見数 10 ・主な意見は別添②のとおり	
条例についての意見交換会	京都府地球温暖化防止活動推進センター	6月11日(土) 京都弁護士会館	・発表意見数 11 〔意見内容は6月22日の合同会議資料5参照〕	
検討に係る府民意見募集	府環境審議会	5月19日(木)～ 6月20日(月)	・意見数 19 〔意見内容は6月22日の合同会議資料5参照〕	

* 条例の骨子案については、7月下旬よりパブリックコメントを実施する予定

条例に係る府民意見交換会における主な意見

1. 日時：

- ①平成17年7月16日（土）13:30～15:45
- ②平成17年7月17日（日）13:30～16:00

2. 場所：

- ①宇治市生涯学習センター
- ②園部総合庁舎

3. 主な意見

	事 項	概 要
全 般	一般府民が動く条例の制定	・ 一般府民が無理矢理にでも動かざるを得ない規定が必要
行 政	京都府の率先誘導	・ 個々の企業活動を直接規制するよりも、行政の入札条件に環境配慮を盛り込むような間接的な手法の方が効果的 ・ 府庁内の各施策において温暖化対策を進めるための仕組みが必要
業 活 動	環境マネジメントシステム（EMS）の導入促進	・ EMS導入を努力義務にとどめるのではなく義務化すべき ・ EMS導入を行政のグリーン調達条件とすべき
建 築 物	税の減免	・ 推進の手法として税の減免を検討すべき
自 動 車	大型自動車の規制	・ 2000cc以上の車を規制すべき。規制が難しいなら高額にするなど、購入しづらい状況を作るべき
	観光客対策	・ 公共交通を使った場合に、神社・仏閣への観光で優遇措置を受けられるようにすべき
家 庭	一般家庭のCO2把握	・ 環境家計簿等の活用を府の広報でもっとPRすべき
自 然 エ ネ	新たな発電の研究・推進	・ 潮力発電を検討すべき
	自然エネルギーの買値	・ 現状が低すぎるので、西欧並みに高くすべき
そ の 他	条例の名称	・ 本来の目的は、「地球温暖化対策」ではなく「気候の安定化」。本質がわかる名称とすべき。 ・ 名称に「防止」の文字が必要
	森林保全	・ 未整備森林を学校林として学校行事に活用
	広報手段の工夫	・ 映画やTV番組の制作
	学生の活動を誘導	・ 大学で環境ボランティア活動に単位を与える制度を作るべき
	推進員への支援	・ 推進員活動を進めるに当たって府から市町村へ協力依頼をしてもらいたい。

「中間まとめ」に寄せられた府民の主な意見

事 項		概 要
全 般	府民が動かざるを得ない条例の制定	・府民の動きを誘導する内容（レジ袋の有料化等）を入れるべき
	対象事業者の拡大	・各項目とも対象事業者を限定すべきでない
	達成目標の具体化	・ゴミは重さ、電気・水道は数値で目標値を示すべき
	全国係数の使用	・温室効果ガス排出量算定には全国係数を使用すべき
事業 活動	報告書等作成の努力義務化	・義務化すると府外の事業者と格差が生じ不平等
	報告書等の一元化	・国、府、市の書類の一元化
建築 物	大規模建築物周辺の植樹、植林	・街の景観も考え、屋上緑化と合わせて実施すべき
自 動 車	低利融資制度等の充実	・住宅に加え、低公害車、省エネ型電気機器の購入等に係る優遇制度を設けるべき
	公共交通機関の運賃値下げ	・利用転換を目指し、運賃値下げと大幅な助成が必要
	公共交通機関利用のための時差出勤制度の制定	・公共交通の不便地での利用促進のため、時差出勤を認めるべき
家庭 ・省 エネ	省エネ機器の普及方法	・省エネ機器を普及するには、府が省エネ機器を率先導入し、その実績を公表することが情報提供として有効
自然 エ ネ ル ギ ー	導入計画の公表への配慮	・自然エネルギーの導入計画の公表においては、RPS法に基づく電気事業者の義務履行見通しが推定可能となり、RPS証書取引の価格交渉において高価格での取引を強いられる等の悪影響が生じる可能性があり、配慮願いたい。
	モデル地域の創生	・自然エネルギーを活用した地域活性化、地域経済圏創出を図るべき
グ リ ン 購 入	エネルギー調達への配慮	・府や事業者が電力を購入する際（電力の入札）において、CO2排出量などの環境特性を考慮することができるよう電力の環境情報の提供の仕組みづくりが必要
	事業者の条例遵守事項の要請	・義務及び努力義務を遵守している事業者からの資材・サービスの調達
推 進 体 制	センター、推進員、協議会の規定の有無の検討	・具体的に何をさせるのかを明確にし、効果ははっきりした上で条文化を検討すべき
	センター予算の増加	
環 境 教 育	従業員の家族への普及啓発	・事業者による従業員への環境教育を、その家族に普及していけば、効果は大
	教職員の資質向上	・環境教育主任（コーディネーター）の育成 ・産業界やNPO等を活用した研修会等の実施
	地域等での人材の育成	・「環境教育推進リーダー」の育成
	環境保全関連技術等の活用	・技術、知識保有者のボランティア意欲を活かした組織の結成
	学校のモデル的实践場の造成	・環境負荷低減の具体的施設（自然エネルギー等の活用施設等）を設置 ・学校での具体的環境マネジメントの工夫、実践
そ の 他	事業者の定義	・行政等も含んだ表現にすべき
	温室効果ガスの定義	・電気以外に何をCO2排出量の基準とするか、換算係数とともに明確にすべき
	地球環境の日の制定	・冬より夏の方が府民には問題への関心を呼びやすいのではないか。
	広域振興局レベルでの行動指針の作成	・都市部とそれ以外の地域では施策の重点項目が異なるため
	資源ゴミの回収	・適切な資源ゴミの回収に資する啓蒙や規制等を検討すべき